



鴻巣市立下忍小学校

令和5年10月31日発行

学校だより

◎教育目標（目指す児童像）
「進んで学ぶ子」「思いやりのある子」「元気でがんばる子」

鴻巣市鎌塚10番地
Tel 548-2300

法と現実のはざま

校長 野本 昌宏

先月は、就学時健康診断で来年度入学する児童を6年生が手を引いて、引率するほえましい姿がありました。また、鴻巣市小学校陸上競技大会での多くの入賞もあり6年生の子どもたちの成長と活躍を感じる月となりました。11月の修学旅行では、久しぶりに班別行動も予定しています。一段と成長する機会となればと思います。

この時期になると、毎年のように学校へ届くのが登校班や下校班でのトラブルについてです。例えば、「集合時刻を守らない」「バラバラになってしまっている」「近所にいたずらをする」等です。以前に学校だよりに書きましたが、子どもたちがより安全に登校できるための1つの在り方として、ある時期から、登校班や下校班があるのだと思います。全国的には、それぞれが指定された時刻までにバラバラに登校したり、それぞれで下校する地域もあるようです。



やや硬い話ですが、登下校に関することは法的にはどうなっているのでしょうか。それは、学校保健安全法で定められています。学校保健安全法第27条、第30条では、学校や教師の果たす役割について「通学を含めた学校生活その他日常生活における安全に関する指導」を計画し、実施することと、「警察や保護者、関係機関と連携をすること」とされています。交通ルールについて教えることや連携することなどは学校の役割ですが、実際に登下校の安全を確保するのは学校の役割ではないということになります。では、誰の役割なのかと言え、それはそれぞれの保護者の役割なのです。そうはいっても、一人一人の保護者が常時見守ることも難しいのが現実だと思えます。

そこで、本校では、「保護者との連携」の一つの形として、PTAの各地区の総務部の役員の方を中心に通学班を編成しています。また、下校時に輪番で保護者の方に見守りをいただいているのです。そのため、学校としても1～3年生は下校班を作り、同じ方面の児童が同じ時間帯に帰ることで、より安全にそして、長時間見守ることの無いようにしています。さらに、地域の見守りボランティアの方や交通指導員さんが毎日登校時の見守りを行ってくださっています。

本当に、先人たちが子どもたちの為にみんなが少しずつ力を出しながら維持できるとして作ったシステムであり、ありがたいことだと思います。

話しは少し変わりますが、本校の教職員の勤務開始時刻は、午前8時15分となっています。しかし、児童は、午前7時50分から8時を目安に登校しています。たとえば適切でないかもしれませんが、開店時間前のお店にお客が入っているある意味おかしな状態なのです。

子どもたちの登下校について、「おたがいさま、おかげさま」の気持ちが薄れてくれば、ルールにのっとり「一律に」の対応とならざるを得ません。改めて子どもたちの登下校の安全を確保していくことについて保護者の方お一人お一人に考えていただければと思います。

5年生 稲刈り体験

今年も農家の野本様のご厚意で5年生が、10月5日（木）に稲刈り体験を行うことができました。農家の方より、稲の刈り方や束ね方を教えていただき、子どもたちも一生懸命に作業していました。普段、学校ではできない貴重な体験をさせていただきました。

収穫したお米は、給食で使用し、おいしくいただきます。野本様はじめ、農家の方々には、土や水の管理、草刈り等、私たちのために、年間を通して作業していただき、本当に感謝しております。ありがとうございました。



11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報相談窓口等については、本校のホームページにて紹介しておりますので、右にあるQRコードよりご参照ください。



<https://shimooshi-e-konosu.edumap.jp/>

※<地震災害時の確認>鴻巣市では、お子さんが学校にいる時、震度5弱以上の地震が発生した場合は、お子さんを学校に留置き、既に提出されている引渡しカードに基づき保護者等へ引渡しとなっております。災害時は混乱等が予想されるため徒歩での引取りにご協力をお願いいたします。